

# 市民環境委員会会議録

平成18年5月8日(月)

(開 会) 10:07

(閉 会) 16:34

## ○ 委員長

ただいまから市民環境委員会を開会いたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。

質疑は執行部の説明のあと一括して行いますので、ご了承願います。

それでは執行部の各課から、所管事務について、説明をお願いします。市民課長。

## ○ 市民課長

市民課の所管事務の概要について、ご説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。最初に市民課の機構について、申し上げます。

現在、市民課は市民1係、市民2係、年金係及び各4出張所で構成されておりますが、課長1名、課長補佐1名、係長2名、所長4名、事務職員19名の職員と嘱託職員1名、臨時職員7名の合計35名で事務を行っております。次に追加資料の1ページをお願いします。

まず、3月31日現在の飯塚市の人口と世帯数でございますが、人口が13万5,553人、世帯数が5万7,027世帯で、これには外国人1,490人、世帯数1,001世帯も含まれております。

次に、市民課所管の事務について、ご説明いたします。追加資料の2ページをお願いいたします。市民係の事務の内容につきましては、所管事務事業の概要に記載いたしておりますが、その主なものといたしましては、平成17年度の戸籍の謄・抄本の発行件数4万1,035件、住民票の写し発行件数8万8,068件、印鑑登録証明書の発行件数6万2,441件などとなっております。その他、日雇保険に関する事務、外国人登録に関する事務、自動車臨時運行に関する事務などをいたしております。更に市の行政事務の一部委嘱に関する事務、自衛官募集事務、人口動態の統計事務、住居表示を証明する事務などをいたしております。住民基本ネットワークの導入に関する法改正が行われまして、平成15年8月から住民基本台帳カードの発行を開始いたしておりますし、平成16年7月には戸籍の電算化を実施いたしました。

次に、追加資料の1ページをお願いいたします。年金係につきましては、平成17年度の被保険者資格の取得・喪失届6,613件、裁定請求の受理、これは老齢年金や障がい年金などの請求のことでございますが、この受理件数584件。保険料免除申請の受理1万2,137件となっております。なお、本年度7月から多段階免除制度が施行されるため、国民年金システムの改造の準備を進めているところでございます。

## ○ 委員長

環境整備課長。

## ○ 環境整備課長

環境整備課でございます。よろしく申し上げます。

まず、市民環境部の環境部門における組織について、若干説明させていただきます。

21世紀は環境の世紀と言われております。国においても、福岡県においても環境問題は、まちづくりの重要課題として位置づけられております。本市におきましても、新市建設計画の中で環境行政についての重要性が掲げられております。これを受けまして、新市における環境行政の課題に取組み、実効性のある機能的な組織としております。ごみ・し尿等一般廃棄物の収集運搬、処理及び各施設の管理運営等の業務につきましては、環境施設課が所管いたしまして、環境行政全般にわたる政策、調整及び啓発等に関する業務を環境整備課が所管することを合併協議の中で調整いたしまして、現在の組織になっております。環境整備課におきましては、広範な環境問題に取組むため、係の増設、職員の増員がなされております。このようなことから、

環境行政を推進するにあたりまして、職員一同、身の引き締まる思いで業務を遂行しているところでございます。

それでは所管事務の概要について説明させていただきます。所管事務調査資料の5ページをお願いします。

まず、はじめに、環境整備課の組織についてで、ございますが、政策係が3名、この3名の中に課長補佐が係長兼務で所属しております。調整係は3名でございます。啓発係は6名でございます。うち3名は浄化槽の補助事業事務関係の嘱託職員でございます。衛生係は3名でございます。うち1名が欠員補充の臨時嘱託1名でございます。環境整備課は、この4係で、課長以下16名の職員で所管事務を執行しております。

続きまして、各係の事務の概要について説明させていただきます。

政策係は、環境政策の調査研究、企画立案を主な事務としております。環境関係の法律、或いは基本計画、実施計画等の調査研究を行いまして、本市の環境政策の総合的な企画・立案を行います。具体的には、資料に記載しておりますように環境基本計画をはじめ、各種計画の策定、環境保全推進基金事業に関すること、また、環境審議会及び自然環境保護対策に関連する事務を行います。

続きまして、調整係は、関係団体との総合調整を主な事務としております。政策を実施するためには、本庁・各支所間の事務事業の調整、各種環境活動団体との協議、各種協議会の運営、さらには施設組合との協議・調整を行います。

資料6ページをお願いします。続けて説明させていただきます。

啓発係は、公害の調査・予防及び苦情処理を行っております。主に公害は、騒音・振動・悪臭等でございます。各種補助事業につきましては、浄化槽設置費補助、資源回収団体奨励補助、電動生ごみ処理機等補助等の受付・補助金交付に関する事務を行っております。

また、市民活動の支援につきましては、いづか環境市民会議をはじめ、市民活動団体の支援を積極的に行っております。

なお、エコ工房、リサイクルプラザ工房等につきましては、本年度から指定管理者制度を導入し、NPO法人こすみんず管理運営業務を委託しております。

続きまして、衛生係について説明させていただきます。6ページから7ページにかけて、お願いいたします。

衛生係は、主に、市有墓地に関すること、斎場に関すること、狂犬病予防及び犬の登録に関することを主な事務として行っております。市有墓地に関することにつきましては、毎日の業務として改葬許可等の事務を受付・許可の事務を行っております。

なお、飯塚市斎場につきましては、エコ工房と同様、本年度から指定管理者制度を導入いたしまして、九州互助センターに管理運営業務を委託しております。8ページから11ページに資料をつけております。これらの資料は、平成15年度から平成17年度の3カ年の実績でございます。

資料8ページをお願いします。これは、浄化槽設置整備事業補助金の交付状況でございます。

9ページをお願いします。これは、資源回収団体奨励補助金の交付状況でございます。

10ページをお願いします。これは、生ごみ処理容器及び電動生ごみ処理機購入費補助金の交付状況でございます。

11ページをお願いします。これは、畜犬登録及び狂犬病予防注射実施状況でございます。平成17年度の件数及び金額につきましては、決算見込みでございますので、ご了承願います。内容につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、各支所の所管事務について説明させていただきます。支所につきましては、4支所とも同様の事務を行っておりますので、一括して説明させていただきたいと思っております。

資料の25ページ、26ページをお願いします。各支所におきまして、市民環境課環境衛生

係の所管事務を掲載しております。主な所管事務につきましては、環境保全・環境衛生の啓発及び推進に関すること、公害の調査及び防止に関すること、水質浄化対策に関すること、及び環境問題の全般の苦情処理に関することとございます。基本的には、環境行政全般にわたりまして、本庁事務と関連した事務を所管しておりますので、常に本庁と連携・協力し事務を執行することとしております。

以上、簡単でございますが、環境整備課及び各支所の所管事務の説明を終わらせていただきます。

## ○ 環境施設課長

環境施設課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、市民環境部環境施設課について、ご説明いたします。まず、最初に資料の訂正をお願いいたします。19ページ上から4行目平成17年というふうに書いておりますけれども、これを平成14年ということで訂正をお願いいたします。また、15ページの差し替えをお願いいたしておりますので、それも併せまして、おわびを申して訂正させていただきます。

それでは資料の13ページをお願いいたします。左に組織図を掲げております。

環境施設課といたしましては、課長1名、課長補佐3名、係長4名、事務職員4名、労務職員39名、臨時職員13名の計68名で所管事務を執行しております。

所管施設といたしましては、飯塚市クリーンセンター、飯塚市環境センターを所管しております。

次に、13ページの右側に所管事務事業の概要を掲げております。飯塚市クリーンセンターの総務係では、主な業務として、一般廃棄物、ごみに係る計画、調査、調整及び統計に関する事務やクリーンセンター施設の維持、管理、運営に関する事務を行っております。

環境美化係では、粗大ごみや臨時ごみの収集及び一般廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止や指導に関する業務を行っております。

14ページをお願いいたします。業務係では、可燃ごみ及び不燃ごみの収集業務を行っております。

リサイクルプラザ係では、リサイクルプラザに搬入されます不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶・空きびん等の処理に関する業務を行っております。

環境センターの総務係では、環境センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の収集、運搬及び処分並びに計画に関する業務を行い、業務係では、環境センター搬入収集区域・旧飯塚市のし尿の収集業務を行っております。

施設係では、処理施設の維持管理及び運営に関する業務を行っております。

次に15ページをお願いいたします。15ページから18ページにつきましては、ごみ収集・運搬及び処分についての概要を掲げております。ごみ収集につきましては、資源の有効利用を目的に旧飯塚市では、7分別収集を行っており、その他の地区では4分別収集を行っております。

16ページの2につきましては、収集及び指定袋・指定シールについて掲載しております。

17ページをお願いします。17ページの(2)に飯塚市クリーンセンターの平成15年度から平成17年度までの、ごみの搬入量及び清掃工場での処理量を掲載しております。

続きまして(3)は、各施設の処理状況でございます。清掃工場の処理状況についてでございますが、清掃工場では、平成17年度の年間処理量は26,541トンでございます。これは、1日平均いたしますと、75.4トンとなり1日の処理能力90トンに対しまして、83.8%の稼働状況でございます。

リサイクルプラザでは、粗大ごみ、不燃ごみ、空き缶・空きびん及び資源プラスチック等の処理業務を行っております。

粗大ごみ、不燃ごみにつきましては、1日の処理能力18トンに対しまして、約11.2ト

ンを処理いたしまして62%、空き缶・空きびんにつきましては、1日15トンに対しまして、約4.5トン処理いたしまして30%、資源プラスチックにつきましては、1日2トンの処理能力に対しまして約0.8トン処理し40%の稼働状況でございます。

18ページをお願いいたします。埋立処分場の埋立状況でございますが、埋立処分場では、平成9年11月の試運転からの平成17年度末現在で埋立て量が10,776?となりまして、総埋立て容量26,800?の約40%を埋立てているところでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。19ページにつきましては、不法投棄防止対策について、でございます。この不法投棄防止に対しましては、不法投棄防止に関する看板等の設置及び市内全域を対象に環境パトロールを行い、不法投棄防止に努めております。

旧飯塚市では、平成14年9月から不法投棄防止対策の一環といたしまして、監視カメラを旧飯塚市内の不法投棄多発箇所に設置しまして、追加資料の3ページに掲げておりますように、平成16年9月から平成17年8月までの間では、監視カメラを設置いたしました平成14年9月と比較いたしまして23%の減少と大きな成果を上げております。

続きまして、ごみ集積器具設置補助金制度につきましては、ごみ袋等の収入の一部を還元対策といたしまして、犬・猫・カラス等によるごみ散乱防止を目的に、ごみ集積器具設置費の補助制度を実施しているものでございます。過去3ヵ年の補助設置基数を追加資料の4ページに掲げております。

続きまして、空き缶等散乱防止対策でございます。空き缶、タバコの吸殻等のポイ捨てに対しまして、ごみ収集車両及び国道電光掲示板等による広報活動、市民団体の実施する散乱ごみ回収運動への協力、空き缶等散乱防止月間におけるポスターの掲示などを行いまして、環境美化の推進及び保持に努めております。

20ページをお願いいたします。20ページにつきましては所管しております飯塚市クリーンセンターの施設概要を掲載しております。施設といたしましては清掃工場、リサイクルプラザ、埋立処分場でございます。内容につきましては、省略させていただきます。

次に、し尿の収集、運搬及び処分でございますが、し尿収集は、直営3台、許可4業者11台、計14台で月1回収集を行っております。平成15年度から平成17年度までの収集量は21ページのとおりであります。追加資料の4ページに旧飯塚市以外の収集処理状況掲げております。

また、環境センターの施設概要を掲げております。内容につきましては省略させていただきます。

22ページと23ページをお願いいたします。飯塚市クリーンセンターと環境センターの平面図を添付させていただいております。

支所とも連携をとりながらごみ収集及びし尿収集業務を遂行しております。

以上、簡単でございますが、環境施設課の所管事項の概要につきましての説明を終わらせていただきます。

#### ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。林委員。

#### ○ 林委員

おはようございます。日本共産党市議団の林由美子です。只今紹介のありました市民課の所管事項について質問します。まず、資料2ページにある2番、所管事務事業の概要についてです。市民1係と市民2係の事業の区分は、何に基づいているのでしょうか。お尋ねします。

#### ○ 委員長

市民課長。

#### ○ 市民課長

市民1係と市民2係の区分と申しますのは、窓口受付係と内部の記載係というふうに分け

しているということでもあります。

○ 委員長

林委員いいですか。はい、林委員。

○ 林委員

窓口受付係と内部記載係に分けられているということですね。

○ 委員長

はい、市民課長。

○ 市民課長

林議員がおっしゃったとおりでございます。

○ 委員長

林委員。

○ 林委員 それでは、市民1系の事業の13番。住民基本台帳ネットワークについて、質問させていただきます。この住民基本台帳ネットワークについては、個人情報をごどのように保護するかが大きな問題となっております。今回の合併に伴ってシステムが新しくなったと思いますが、主な点をお尋ねいたします。

○ 市民課長

従来どおりの分を合併によって、まとめたということでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

それでは、住民基本台帳に記載する項目は、どういう項目ですか。

○ 委員長

市民課長。

○ 市民課長

今、林委員が質問されたのは住基ネットワークに記載されている内容は、ということでございますでしょうか。

(「はい。そうです。」という声あり。)

はい。はい。住所、氏名、生年月日、性別の4情報でございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

いずれにしても、この住民基本台帳ネットワークは、非常に重要な個人情報になります。それを守るために市としては、どのような強化策を講じていますか。お尋ねします。

○ 委員長

はい、市民課長補佐。

○ 市民課長補佐

只今のご質問は、システム上でどのような対策をとというようなことでよろしいでしょうか。ということございましたら、ネットワーク上で部外者と申しますか、関係のない侵入は許さないファイアーウォールというようなシステムで対応しているところでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

それはですね、システム上でと言われたので、機械とかその端末とかの操作に関わり合いがあるということでしょうか。

○ 委員長

はい、課長補佐。

○ 市民課長補佐

侵入する経路というのは、外部からの部分と内部からの部分とございましょうけども、先程申しましたファイアウォールと申し上げますのは、外部ネットワークから侵入を遮断するシステムでございます。内部的なものについては、担当職員の暗証番号等で対応しております。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

例えば、端末機械とかありますね。それが何台あって、それを使える職員とかが決まっているとか、そういうことは、あるのでしょうか。

(「はい。ええ。」という声あり。)

○ 委員長

ちょっと。ちょっと。挙手をして。はい、課長補佐。

○ 市民課長補佐

端末は、広域交付用と住基ネットワークのカード等交付用の決まった端末のみしか使用できないようになっております。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

住民基本台帳に関しての端末について、お伺いしています。それが何台あって、誰が操作しているのかということをお伺いしたいのですけど。

○ 委員長

それは、固有名詞を出すのですか。誰が操作をしているかということとは。

○ 林委員

固有名詞ではなくて、どういう方が操作しているかということです。

○ 坂平末雄委員長

どういう方がとは、男性か女性どちらしかいないでしょうも。職員の方は。

○ 林委員

職責が……。

○ 委員長

役職がね。

○ 林委員

セキュリティーに関しての質問ですので、その面でお答えいただきたいのですけど。

○ 委員長

ということです。はい、課長補佐。

○ 市民課長補佐

住基ネットワークにつきましては、広域交付等につきましては、市民2係。カード等の発行については、市民2係の職員で対応しています。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。はい、瀧本委員どうぞ。

○ 瀧本委員

12番瀧本です。6ページの啓発係のところをお願いします。ここの1の(1)ですかね。公害調査及び防止に関することとあります。ここの1の公害の苦情処理について、計音振動、悪臭、大気汚染、水質汚染、土壌汚染。特に私が今聞きたいのは、次の産業廃棄物に関する苦情

について、現地調査を行い、関係機関と連携を図りながら、改善等の行政指導を行ったとあります。この飯塚市に何箇所ぐらい産業廃棄物の箇所があって、その場所はどういうところかと、どういう苦情があって、どういう行政改善・苦情処理を行ったかというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○ 委員長

環境整備課長。

○ 環境整備課長

啓発係におきます公害の調査及び防止に関することということで、1に公害の苦情処理ということで、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚染・土壌汚染そして産業廃棄物という項目を掲げております。これらにつきましては、今度1市4町合併いたしまして、大きな産業廃棄物の投棄問題が飯塚市全体の問題として取り組まなければいけない状況になってきております。

箇所数につきましては、現在、私どもで把握しておりますのが、旧筑穂町の内住地区、旧穂波の高田地区、ここは住民団体が既に対策会議等の名目で、住民会議を立ち上げて、また旧町の町議会においてもいろいろな要望がなされているということは、承知しております。これらについても合併協議の中で事務引継ぎを受けておりますので、現在の事務所管の中に上げております。その他箇所数の詳細は私、覚えておりませんが、旧飯塚、旧穎田、旧穂波等々にもこれから十分目を光らせていかなければならないような産業廃棄物の不法投棄、不適正処理等々が見受けられます。この箇所については、大体のところは私ども現地に行きまして確認は、しております。住民の方からどのような苦情があるかというご質問でございますけれども、具体的には、私どもが把握している場所と住民から苦情があがってくる場所というのが、必ずしも一致はしておりませんが私ども環境整備課といたしまして、このような苦情には即応すると、そして関係機関と連携をとりながら、対応をするというような体制をとっているところでございます。ほかの騒音・振動・悪臭等々につきましてもかなりの件数、苦情があがっております。些細なことから、かなり大掛かりなものまであります。そういうものにつきましても、先ほど申し上げましたように、即応できる体制で事務を進めているというところでございます。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑は……。瀧本委員。

○ 瀧本委員

すみません。もう一つ。14ページ。ごみの収集作業について、でございます。今、世の中リサイクルを推進していますし、そのために、分別収集をやっているのですね。今回1市4町合併しまして飯塚市になりまして、私、旧筑穂町なんですけど。ごみですね。缶とびんを分けて収集していたんですけど、今回合併になって一緒に収集することになった。そうするとですね。缶とびんを一緒に収集すれば、そこでまた分別する人が要るようになる。私もよく近所の人がみんなよく聞くが、何でこういうことをするのか。それをするために、分別するための人件費が要るのではないかという話をみなさん聞くのですよね。なんでこういうふう缶とびんを一緒にしたのか。分けたほうがいいのではなかるか。よその市とかですね。26項目くらい小さく分けてしてあるところもあります。人件費を無駄に増やした気がするんですけど、この一緒にした意味ですね。訳を、ちょっと説明を、お願いしたいのですが。

○ 委員長

はい、施設課長。

○ 環境施設課長

只今のご質問について回答いたします。これが件につきましては、合併協議会の中で協議なされまして、缶とびんを一緒に収集しても処理場の方でそれは処理できるという判断のもと一緒に収集する方向に変わっております。以上でございます。

○ 委員長

いや、質問しよる内容が違かろうが。処理を処理場に持って行って、処理する方で人件費が余分にかかるのではないかということの質疑をされている。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

人件費につきましては、処理施設の方で処理いたしますので、同じ人件費で経費が高騰するということは、ないというふうに考えております。以上でございます。

○ 委員長

はい、瀧本委員。

○ 瀧本委員

その筑穂町で収集した場合、そのまま例えばクリーンセンターかどこかに持って行って、その人数で、今までどおりの人数で分別されているのですか。ちょっと聞いたら、筑穂町はいっぺん筑穂町に持って行って、そこで分別してまた飯塚の方に持って来ているという話を聞きましたのでね。そうするとその中に入った第一回の収集をして分別するその人員がやっぱり増えているのではないかなという感じみなさん持ってあるのですよ。

○ 委員長

はい、市民環境部長。

○ 市民環境部長

ごみ処理につきましては、旧飯塚地区については、飯塚のクリーンセンターで処理させていただいておる。それから、穂波、筑穂については、飯塚・桂川衛生施設組合の方で今までどおりそれぞれ庄内・穎田それぞれ今までどおりの場所で処分整理をさせていただいておる状況でございます。

○ 委員長

はい、瀧本委員。

○ 瀧本委員

だから、今までの場所で処理してあるのでしょうか。今までは缶とびんを別々に収集していたから、それは処理する必要ないでしょう。今回それを一緒にまとめて収集しておりますので、持ってきたら、それを分けなければならないでしょう。それを分ける人が増えたのではないですか。要するに人件費が余分にかかっているのではないですかと言っている。その意味を教えてくださいって言っているのです。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

この問題につきましては、私、環境分科会、いわゆる合併協議会の中で環境分科会の会長をしております、話をまとめた経緯がございますので、その経緯を踏まえて、お答えしたいと思います。まず、筑穂町・穂波町旧この2町が缶とびんをそれぞれ分けて出されておったといういわゆる2分別で出されておったということは、合併の分科会の中でそれぞれ担当者から話しは伺っております。種々検討する中で、ごみ、缶びんを一緒にすることの利点といたしまして、重さが均等化されると。いわゆるごみ袋が50リッターという大きな袋になりました。これをびんだけを集めると非常に重たいものになります。小さい袋を使えばそれまでですけども、最大限そういうふうな形で持ち運びに非常に不便であろうと、そして、今まで旧飯塚市が缶とびんを一緒にしていましたので、缶がびんの緩衝材になって、びんが非常に割れにくいとかいろいろ意見が出されました。その中で缶とびんを一緒にして、ちょっと今までと分別の考え方からいうとおかしいのではないかというような意見も出されましたけれども、筑穂町、穂波

町旧町で分別されていたのは、当然理屈は同じことになると思うのです。缶びんの袋にびんだけを分けて入れる。缶だけを分けて入れる。というようなことで住民の皆さん方にとっては、もう一つ一緒に入れてもいいよというような選択肢が生まれてくるというようなことで、それもいいのではないかとということで、こういうふうな決定になっております。そして、処理場の分別に要する経費につきましては、当然、施設組合の方でそれを仕分けするわけですけれども特段その分について、費用がかかるとかというようなことは聞いておりませんので、その分については、私どももそれ以上の協議は、しておりません。というのが実情でございます。以上です。

○ 委員長

はい、瀧本委員。

○ 瀧本委員

そこで、ちょっと確認しておきますけど、分別するための人を増やしてとか、今言った費用は、かかっていないということですね。現体制でされてあるということですね。

○ 委員長

はい、市民環境部長。

○ 市民環境部長

ちょっと、訂正をさせていただきます。一応、施設組合での分別委託の費用について、変わらないと今まで答弁しておりますけれど、一部その分別分で委託料が増えたということでございますので、訂正させていただきます。

○ 委員長

はい、瀧本委員。

○ 瀧本委員

いや、私は、それを聞いたかったのですよ。分けて分別していただければいいのですけれど、一緒にしたばかりに費用が増えたと、それはおかしいのではないかと聞いたかったのですよ。どれくらいその費用がかかっているのですか。アップした分は。

○ 委員長

はい、市民環境部長。

○ 市民環境部長

ちょっと、こちらの方に細かな数字持って来ておりませんので、後で回答したいと思います。何分にもごみ収集につきましては、合併時いろんな形での調整の中で、確かに質問者が言われますとおり、費用そのものが、いくらかかった実績もございます。ただ今後この飯塚市地区の7分別それとその他の地区の4分別という形で、今後このあたりの分別その等々につきまして、今後、環境基本計画を定める中で整理していかなければならない事項でなかろうかと考えております。その点ご理解お願いいたします。

○ 委員長

ほかに、質問はありませんか。はい、林委員。

○ 林委員

すみません。また、先ほどに戻りますけれど、個人情報情報の漏洩事項を防ぐために、最大の努力を行うよう求めておきまして、次に、市民課のまた2ページに戻っていただいて、証明書の発行についてを、お尋ねいたします。提出されている資料に証明書発行等通数調べがあります。職員一人当たりの証明書などの発行数は、昨年4月と今年4月を比較すると、どういう特徴が出ていますか。総数の変化、本庁と総合支所ごとの変化についてお答えください。

○ 委員長

はい、市民課長。

○ 市民課長

本庁市民課分のみ、今私が資料を持っておりますので、その分のみ答弁させていただきます。

去年の4月と今年の4月分の発行枚数を比較しますと、去年が6,257件。今年が6,038件となっております。内容につきましては、戸籍謄本が去年が1,396件。今年につきましては1,403件。住民票につきましては、17年度が2,918件。18年度の4月が2,915件。それから印鑑証明につきましては、17年度が1,578件。18年度が1,471件。外国人の登録済み証明につきましては、17年度が29件。18年度が41件。臨時運行許可につきましては、17年度が129件。18年度が96件となっております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。はい、林委員。

○ 林委員

総合支所ごとの変化について、お答えいただきたいのですが。

○ 委員長

今、資料持って来ていないと言われていましたけれども、必要ですか。それ今。市民課長は、旧飯塚市の分しか把握していないということで。はい、林委員。

○ 林委員

そしたら、次行きます。提出資料の5ページの2のところ、所管事務事業の概要、政策係1環境及び自然環境保護対策審議会についてです。5ページをお願いします。ここに各審議会とありますが、どういうものがあるのかお尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

環境整備課で所管しております審議会につきましては、表題に掲げております飯塚市環境審議会、そして飯塚市自然環境保護対策審議会、この2つでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

それぞれの目的は何か。その委員の構成は、どうなっているのか伺います。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

この各審議会につきましては、設置条例がございまして、その条例に基づいて、設置をしております。環境審議会につきましては、飯塚市の環境施策全般に亘る、特に飯塚市が平成13年に定めました環境基本計画に基づいて、環境施策が進められているか否か。それと進捗状況或いは、一方では環境保全協定を結ぶときに、この審議会の審議を経るというようなことで設置をされております。自然環境保護対策審議会につきましては、旧穂波町、旧筑穂町の方で設置されていた条例をそのまま新市の条例として、暫定施行するようにした条例です。それに基づいて、設置をされる審議会でございます。これにつきましては、今問題になっております産業廃棄物とか不適正開発等々の抑制のために、許可申請が出た場合に、それが適用か否か、そして、飯塚市の環境保全に対していいものか、悪いものか等々の審議をする機関でございます。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

後の方の質問の委員の構成について、お願いします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ **環境整備課長**

委員の構成につきましては、それぞれの審議会、環境審議会が15名。自然環境保護対策審議会が10名ということで構成されております。委員の内容については、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ご了解お願いしたいと思います。

○ **委員長**

はい、林委員。

○ **林委員**

その委員の中で市民公募がされているのかどうか伺います。

○ **委員長**

はい、環境整備課長。

○ **環境整備課長**

飯塚市の環境審議会の方は、市民公募枠がございます。そして、自然環境保護対策審議会につきましては、かなり専門的な判断が必要な部分がありますので、議会選出の委員さんと知識者の中から選ばれた委員さんというようなもので構成されております。飯塚環境審議会の方では公募が15名中、6名が公募ということになっております。

○ **委員長**

はい、林委員。

○ **林委員**

自然環境審議会の方では、専門的な知識が必要になりとありますが、環境問題は市民とともに取り組むべきものであり、この点で市民公募は意義が大きいと思います。今後2つとも市民公募がなされますよう検討いただきたいと思います。

○ **委員長**

要望ですか。

○ **林委員**

はい。

○ **委員長**

ほかに質疑はありませんか。はい、林委員。

○ **林委員**

次の質問ですが産廃問題の処理や不法投棄防止についての審議会はあるのですか。お尋ねします。

○ **委員長**

はい、環境整備課長。

○ **環境整備課長**

ご質問の審議会については、特に先ほど申しましたように審議会については、この2つしか設置しておりませんので、今言われる不法投棄に関する審議会等々の設置はございません。

○ **委員長**

1時間経ちますので、暫時休憩いたします。再開は11時10分に再開したいと思います。

休 憩 11:00

再 開 11:10

○ **委員長**

休憩前に引き続き会議を開きます。市民環境部長。

○ **市民環境部長**

先ほど、ご質問ありました缶空きびんの分別に伴う経費後で答えますと話していたしておりますが、内容的には各施設組合で今まで従来分別の経費委託料を組んでいる状況でございます。

それで、今回確かに缶とびんを一緒にすれば、その分の分別費用が多少要するというので、

その経費については、各施設組合でまだ予算計上きちっとされておりませんので、その費用について、多少の委託料の値上がりはあると思いますけど、具体的な数字は把握いたしておりませんので、ご了承お願いしたいと思います。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。はい、林委員。

○ 林委員

次に、同じく5ページの政策係の2にて環境基本計画等は、すみません。環境基本計画等は、平成20年度までに計画を策定とあるが、そのスケジュールはどうなっていますか。お尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

お答えします。環境基本計画につきましては、合併前、旧飯塚市においては、先ほども若干触れましたけれども、平成13年度に策定いたしまして、14年度から施行しております。実施しております。旧4町につきましては、この環境基本計画が制定されておりませんでした。合併協議の中で、1市4町合併後に新たな環境基本計画を策定することが必要であるということを決分科会の中で決定いたしまして、その方向で新市なつてのスケジュールを考えております。平成18年度につきましては、特段、予算計上はしておりませんけれども、いわゆるボランティア的な組織を編成しながら、いろいろな準備作業をやりたいというふうに考えております。平成19年度に具体的な環境基本計画の形づくりとかを考えております。そのときに予算といたしまして、コンサルタントに対する委託料等々の予算計上は、19年度からしたいというふうに考えております。私ども環境整備課といたしましては、できれば早い時期にこの環境基本計画を策定したいと、最終年度といたしましたは、平成20年度というふうに書いておりますけれども、できれば19年度中、20年度から新しい環境基本計画で環境施策を進めていかれるような形にしたいというふうに考えております。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

それでは、そのコンサルタントへの委託料ということでしたけど、市民の意見は、どのように聞いて反映させるお考えでしょうか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

ただいま、ご答弁いたしましたように18年度中に市民公募等々をしまして、市民主体による策定準備委員会仮称でございますけれども、そういうふうなものを組織いたしまして、或いは、ホームページ等々でも意見の徴集、いわゆるパブリックコメント的な手法によりまして、市民の意見をつかんでいきたいというふうに考えております。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、次に、環境保全推進基金事業について伺います。この基金は、現在いくらありますか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

約でございますが、元金が1億3,000万。そして、それプラス利子が50万ちょっと、

よく覚えておりませんが、50万程度あったというふうに思います。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、そのお金は、旧飯塚市の環境保全推進基金を引き継いだものですよね。お尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

質問者が言われるとおりでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 環境整備課長

ところで旧飯塚市の環境基本計画の策定経費は、当時の飯塚市の環境保全推進基金から出したのでしょうか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

ちょっと長くなりますけれども、この飯塚市の環境基本計画は、平成11年、12年、13年度ということで策定期間を3年間持ちまして、13年度末に策定しております。この間、平成10年度から今質問者が言われます推進基金を積立て始めたわけでございます。当初、ごみ袋売上げの中から必要事項の金額を差し引いた部分10パーセントということで2,000万程度の基金を積み上げろうということで、この推進基金を始めております。質問者が言われます環境基本計画を作るのに、この推進基金を遣ったかというご質問でございますけれども、この分については、具体的に推進基金を積立てて、それを取り崩して遣ったということでは、ございませんけれども、当初2,000万程度積立てるというふうにしてはしておりましたが、この環境基本計画を策定する期間、11年、12年、13年につきましては、約1,000万程度を積立てております。と言いますのは先ほど言いました、ごみ袋売上げ代金の中から環境市民還元策という形の中で、差し引いた額を積立てたということでございますので、その差引き分が環境基本計画の策定費用になったというような意味合いで、私ども理解をしております。

○ 委員長

ほかに質疑ございませんか。はい、林委員。

○ 林委員

それでは、廃食用油精製プラント建設について、質問します。費用は、どの程度見込んでいますか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

ここに書いておりますように、この保全基金の使途といたしまして、環境保全の象徴的な事業として、廃食用油精製プラントの建設というふうに掲げております。平成17年度に私どもの職員を先進地に視察いたしまして、いろいろ調査をいたしました。その中で精製量にもよりますが、機械と上屋等々を含めまして、大体3,000万から4,000万円程度かかるというふうに試算をしております。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

次に、太陽エネルギーを利用するソーラー式街灯の整備は、どの程度の予算を考えてますか。

○ 委員長

はい、環境整備課長

○ 環境整備課長

併せまして、このエネルギーを利用するソーラー式街灯ということも併せて記載しております。これも調査段階でございますが、ここに掲げておりますエネルギーを利用するソーラー式街灯と言いますのは、太陽熱と風力発電を兼ね備えた街灯でございます。これを設置した自治体も数多くございますけれども、これらの詳細については、まだ調査段階で、結論は私どもとしては、まだ出しておりません。費用といたしましては、1基当たり約100万円程度かかるのではないかと考えております。大体どの程度の予算かと言われるけれども、この分につきましては、環境基本計画の・・・すみません。基金の全体的な使途の内容を検討いたしまして、それでできる範囲の設置を検討しておるといって段階でございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

あなた方が視野に入れているという、この3つの事業、環境基本計画の策定、廃食用油精製プラント建設、ソーラー式街灯は、その必要性については、それぞれに検討すべきものがあるとは思いますが。しかし、事業にこの環境保全推進基金を遣わなければならない理由がわからないのですけれど、この基金は市民に高いごみ袋を売って積立てるものです。なぜ、このお金を遣うのでしょうか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

この環境保全推進基金は、いわゆる環境保全のための市民、事業者、或いは企業等がパートナーシップをとりながら、有効に環境保全を推進していく。そのための事業に遣うという基本的な目的がございます。その目的に沿って、私どもいろいろと検討させていただいた中で、いわゆる環境保全の象徴的な事業に供すべきではないかという判断をしておりますので、このような事業に遣わさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

象徴的事业にこの基金を遣うことは、あなた方が市民の意見をまともに聞いたとは、思えません。もっと市民の声を聞いて判断すべきだと思います。そもそも今ある1億3,000万円は、市民に高いごみ袋を売って積立てるものです。象徴的事业に投入するよりは、ごみ袋の無料配布など環境保全に本当に役に立ち、広範な市民に還元できるものに活かすように要望いたします。

○ 委員長

ほかに質疑ございませんか。瀧本委員。

○ 瀧本委員

12番、瀧本です。6ページをお願いします。6ページの衛生係、その下の2の2行目ですね、墓地台帳の作成を行うとされているが、相当の費用が伴うことから財政状況を勘案し、継続して検討を行っているとあります。この墓地台帳ですけど、1の市有地の127箇所のことだと思うのですが、この127箇所の利用者数、解れば利用者数。そして、財政状況を勘案するような、それ相当の費用と書いてありますけれども、この費用とは、どれくらいかかるものなのか、お答えお願いしたいのですが。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

お答えします。1番目の質問は、質問者が言われるとおりでございます。飯塚市内にあります私有墓地127箇所が対象となっております。そして、相当な費用がかかることということで現在継続して行っておるということでございますが、具体的にちょっと今資料数字を持っておりませんので、また後ほどお答えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 委員長

いいですか。

○ 瀧本委員

はい。

○ 委員長

はい、ほかに質疑ございませんか。はい、林委員。

○ 林委員

次に、4番の一般廃棄物処理施設にかかる、まだ5ページに戻っていただきますが、一般廃棄物処理施設にかかる総合計画に関することについてです。まず資料に一般廃棄物の処理形態について、現状と問題点とありますが新市においては、どのような問題点があるのか、お尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

一般廃棄物の処理施設にかかる総合計画と申しますと、いわゆる大きな処理施設の建設とか、或いは、修繕とか、埋立処分場の確保とか、いろいろな問題があると思っております。現在のところ、本市におきましては、クリーンセンター敷地内にあります埋立地、或いはそれに関連する施設、それと環境センター等々がございます。これらの総合的な計画、いわゆる先ほど申しました建替えとか、大規模修繕とか、そういうふうなものを想定しておることでございますので、日常的な業務としては、このような処理施設にかかる総合計画については、日常的な業務としては、行っておりません。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

それでは、行財政改革との整合性を保ちながら、ということが、どういうことなのか簡潔に説明してください。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

これらの処理施設の建替えとか、或いは大規模修繕とかいうことになりますと、かなりの費用がかかるわけでございます。これをなし崩しに私どもの考えばかりで、そういうふうな事業を実施するというわけではございません。当然、行財政改革と合わせながら、その有効な適当な効果的な時期を私どもいろいろ検証しながら、進めていくものであると考えております。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

その整合性という中には、ごみ袋代の値上げも入っているのでしょうか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

ごみ袋の料金算定につきましては、このような建設、或いは、それに付随するような経費については、算定しておりませんので、ご了承をお願いします。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、次に、同じく5ページの調整係、飯塚市、桂川あつ、これ調整係1ですね。すみません。飯塚市・桂川町衛生施設組合についてです。火葬場使用料は、筑穂と穂波の住民にとっては、当面は半額ということですが、無料だったのが1万円に跳ね上がることとなります。私は、筑穂の住民の方から死んで焼かれるのにお金がかかるようになり、来年は更に1万円に値上がりするので、死ぬに死ねませんという苦情を聞きましたが、そのような声を皆さんは、耳にしたことがないでしょうか。

○ 委員長

環境整備課長。

○ 環境整備課長

直接的には、3月26日に合併いたしまして、直接的には、そのような苦情は、お聞きしておりません。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい。市の幹部の皆さん方には、もっと負担を押し付けられる住民の悩みや痛みを知っていただきたいと思います。次に6ページ啓発係、公害の調査及び防止に関することについてです。最近では、どのような問題起きたのか、お尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

公害関係につきましては、毎年1度、県の方に公害の発生件数、これは、騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚染・土壌汚染でございますけれども年に1回定期の報告として県の方に報告をしております。その中で私どもが具体的にこれは公害と言える事例はございませんでした。しかしながら、住民の皆様からいろいろな煙が目にしみるとか、或いは、音がやかましいとかいうような日常生活上出てくるような公害と、公害と言えるかどうかというのは、いろいろと判断ございませうけれども、そういうふうなものが我々が対応しておる苦情処理の対応でございます。公害で、どのような公害があるかということでございますけれども合併いたしまして、先ほどもご答弁いたしました内住地区の産廃の問題、高田地区の産廃の問題、或いは颯田とか穂波のほかの箇所等々の産廃の問題が浮上してきたというような状況でございます。中にはかなり以前から捨てられておるといった情報もキャッチしておったというふうな事務引継ぎを行っておりますけれども、なにせ合併した当初でございますので、今そのような実態把握に鋭意努めておるといところでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

次の丸1、2行目に現地調査等とありますが、これまで1市4町の時期にどのような調査が行われていますか。また、今後の予定はどうなっていますか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

合併直後のことですので、いろいろ忙しい中で、私ども環境整備課の政策係が音頭をとりまして、環境整備課そして、各支所の市民環境課職員うちそろいまして、十数箇所の現場を見て廻っております。この中には、施設も入っております。現段階では、現場を確認することと、もう一点は、今までの経過を認識することによって終始しておりますけれども、今後は、それらの問題について、どのような取組みが必要かということに鋭意検討して参りたいし、また住民の皆さん方のご意見も聞きながら対応して参りたいというふうに考えております。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

同じ箇所の改善等の行政指導を行っているというところで、最近では、どのような行政指導をしましたか主なものについて、簡潔に説明してください。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

行政指導ということを書いておりますけれども、具体的に市の方が行政指導をするというような法の仕組みにはなっておりません。私ども嘉穂保健所と連携をとりながら、県のいろいろな指導に帯同していくとようなことで、いろいろな情報交換等を行っておるということがございます。3月26日に合併いたしましたので、まだ4、5十日しか経っておりません。具体的にそのような改善命令とか行政指導とかというような事例は、現在のところ発生はしておりません。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、次に、2の市内の河川水質汚濁の監視についてです。監視している河川毎に説明してください。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

合併してから一度もしておりませんが、今までの飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、穎田町の件数でお答えさせていただきたいと思っております。河川は、主に遠賀川水系の下流域、支川でございます。旧飯塚市におきましては、河川13地点、年2回実施しております。そして旧穂波町におきましては、河川14地点、年3回実施しております。旧筑穂町につきましては、河川8地点、そして、年2回実施しております。旧庄内町につきましては、河川10地点、年2回実施しております。旧穎田町におきましては、河川12地点、年2回実施しております。平成18年度は、一応この実績に基づく水質検査の予算計上をしておりますが、国土交通省の河川事務所等々と打ち合わせをしながら、いわゆる新たに設けなければいけない地点もありましょうし、或いは各町でだぶった地点もあると思っておりますので、それらを検討しながら一番効率的な水質検査を実施したいというふうに考えております。

○ 委員長

はい、林委員

○ 林委員

次に、環境保全協定を締結している事業者は、どこかお尋ねします。

○ 環境整備課長

環境保全協定につきましては、旧飯塚市におきましては、環境基本条例の中で、或いは4町につきましては、公害防止条例の中で定めております。具体的に、どこと、どこという資料は、ちょっと持ち合わせてはおりませんが、件数で申しますと旧飯塚市が9社、旧穂波町が34社、旧筑穂町が10社でございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

次に、7ページ3、2、斎場の管理運営に関することについてです。大日寺と筑穂苑の火葬の能力をお尋ねします。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

飯塚市斎場におきましては、処理能力といたしまして、6の炉を備えております。日平均でいきますと、昨年度の実績で日9件、そして筑穂町につきましては、3炉設置してございます。日平均でいきますと7体の火葬を実施しておるところでございます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、2番目に利用者の増加が見込まれるとありますが、それは、なぜですか。

○ 委員長

はい、環境整備課長。

○ 環境整備課長

これは、あくまでも想定でございますけれども今度合併することによりまして、ある地域の住民の方々は、飯塚市斎場、或いは筑穂苑いずれかを使う選択する自由がございます。その中で、いろいろなお話を聞くところによりまして、飯塚市斎場は炉もあるし、こういうことを言うと筑穂町に失礼ですが、飯塚市がきれいというような形で住民意識として、やっぱり飯塚市の方に多く流れてくると、もう一点は、ほとんどこの斎場を使用するしないを決めるのは、葬祭業者がこちらの方にしましょうとか、こちらの方にしましょうとかいうふうなことであるということでございます。斎場の位置関係をみますと飯塚市の斎場周辺が非常に多いと、そういうことを想定いたしまして、従前よりも穂波の飯塚市に隣接した旧穂波の人とか、その近所に斎場があるところとか、いうような方は飯塚市の方にこられるのではないかと、あくまでも想定でございます。そういう形で増加することが予想されるというような表現をさせていただきました。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、次に13ページの環境施設課2、所管事務事業の概要、総務係1、ゴミ袋代について、事業所用のゴミ袋は、70円になっています。旧飯塚の住民にとっては、30円の値下げ、穂波や筑穂の住民にとっては、20円の値上げになります。この値段にした理由は何でしょうか。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

このゴミ袋の値段につきましては、合併協議会の中で決定されております。詳細な内容につきましては、申し上げられませんが把握しておりませんので、合併協議会の協議ということで返答させていただきます。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 環境施設課長

また、ごみ袋本体について、色や形が変わって、使い易さについて、市民の意見を把握していますか。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

このごみ袋の色それから形状につきましても合併協議会の中で決定された事項でございます。その後の苦情等につきましては、全くないというわけではございませんけども、若干の苦情等について、若干の苦情は入っております。ただし、今回黄色になりましたけども従前の飯塚市でいけば赤、カラス等の被害は少ないというふうに、そういうふうに聞いております。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

関連の質問として、今後何年おきかにごみ袋について、見直し検討していく考えは、ありますか。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

当面の間は、ございません。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

次に15ページの2、ごみ収集運搬及び処分について、直営と民間委託、業者数と車の台数は、どうなっているのか、各地区ごとに説明してください。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

只今の質問で台数については、きちっとした数字は把握しておりませんが、可燃ごみにつきましては、直営とそれから民間の委託が3社でございます。不燃ごみにつきましても直営と民間の委託業者が2社でございます。それから空き缶空きびんにつきましては、4社と委託しております。粗大ごみにつきましては、直営でございます。資源ごみ等は、1社に委託しております。資源プラスチックにつきましては、4社と委託しております。旧穂波町、筑穂町につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、空き缶空きびん、粗大ごみにつきましては、1社と委託しております。それから旧筑穂町地区につきましては、同じく2社でございます。それから旧庄内町地区につきましては、1社と委託契約しております。それから旧穎田町地区につきましては、1社と委託契約しております。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

はい、一般ごみ収集について、伺います。高齢者や障がい者等のごみ出しの負担を軽減する支援策を検討する考えは、ありませんか。

○ 委員長

はい、環境施設課長。

○ 環境施設課長

質問者の言われるとおりでございまして、具体的には、まだ今は始めておりませんが、何らかの状況が変化、それから時期がきましたら、そういったものも検討する課題となってくると思われます。以上です。

○ 委員長

はい、林委員。

○ 林委員

いろいろ質問してきましたけれども、行財政改革による住民サービスの後退が全体的に感じられます。地方自治体の大きな役割は、住民への福祉サービスだと思います。それが特に住民へのサービスが切り捨てられないように市、新しい市全体が努力するよう要望して、この問題での私の質問を終わらせていただきます。

○ 委員長

ほかに質疑ございませんか。

( 質疑なし )

ないようですので、暫時休憩いたします。

なお、先ほど説明しましたように、午後1時よりマイクロバスにて現地調査を行いますので、委員の皆様方、また執行部の皆様方につきましては、5分前になりましたら市長公用車、車庫前にお集まりください。

休 憩 11:47

( 現地調査 )

再 開 16:33

○ 委員長

委員会を再開いたします。

質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。おはかりいたします。

「所管事務の調査について」は、調査終了といたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。はい、林委員。

○ 林委員

内住地区と高田地区における現地調査について、調査要望します。

○ 委員長

要望ですね。「所管事務の調査について」は、調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、市民環境委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉 会 16:34